

協議会発足10周年、カーボンニュートラル実現に向けた提言

自然エネルギー協議会会長 徳島県知事 飯泉嘉門氏に聞く

自然エネルギー協議会は、34地域の道府県の正会員、また法人企業各社による準会員から組織され、自然エネルギーの普及・拡大に向け国に対する政策提言と、会員間の情報共有といった活動を展開しており、昨年には設立から10周年を迎えた。一昨年には政府により2050年のカーボンニュートラルが宣言され、また昨年策定された第6次エネルギー基本計画では2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率を36～38%とし、22～24%という従前の計画よりも水準が引き上げられるなど、国においても再エネ普及への施策が近年とくに進められている。こうした中で、今後協議会として政府へさらに推進を求める取り組みや提言などについて、協議会の会長を務める徳島県の飯泉嘉門知事に伺った。

—自然エネルギー協議会は昨年に設立から10周年を迎えました。これまでの再エネ普及などのあり方について、協議会の設立当初の見込みと現状を比べたときの何らかの見込みの違いやギャップなどは感じていますか

飯泉 協議会が設立されたのは、東日本大震災の発生した年の2011年であった。それまで日本人の中には、エネルギーは使いたい放題で無尽蔵に賦存するとのイメージもあったが、福島第1原子力発電所の爆発事故を受け、また計画停電という事態も経験し、エネルギーは無尽蔵ではなく、また原発への依存はいかなるものかという考えが国民の間でも広がった。そこで同年7月に自然エネルギー協議会が発足し、当時私は副会長を拝命した。自然エネルギーの導入促進が大きな目標となり、さらにその1年後にはFIT制度も施行が開始され、太陽光発電の導入促進が大きな旗印とされた。そして協議会発足から1年半後の2013年には私が会長を拝命し、国への政策提言活動をより進めていこうと取り組んできた。

協議会の発足から現在に至るまでに、当初は想定していなかった世界的に見て大きな2つの動きがあった。その1つとして、これまでは先進諸国と途上国の間では利害が一致せず、議論はまとまらなるとされていたものが、2015年12月のパリ協定締結に至ったこと。これにより自然エネルギーが加速をするとともに、地球温暖化が地球全体で考えるべき大きな課題であると認識された。加えて同年には、9月に

も国連において持続可能な開発目標(SDGs)の採択がなされた。当時はあまり注目されていなかったが、17のゴールについて、国連加盟193カ国により2030年までにこれらのゴールを達成しようということになった。

とくにSDGsの17のゴールのうち、目標7の「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標9の「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標13の「気候変動へ具体的な対策を」の3つの目標をスリーインワンで実現するための手段として、自然エネルギー、また場合によっては新たな究極のエネルギーともされる水素にも注目が集まるようになった。これらの出来事が大きな起爆剤となり、自然エネルギーや水素の導入促進をしていくことになった。それらは良い意味で当初想定をしていなかった大きな出来事と言える。

そしてもう1つが、2019年からの新型コロナウイルスの発生。これにより世界経済がダメージを受けることになったが、ここからの回復にあたって昔へと戻るわけにはいかず、さまざまな自然エネルギー、さらに水素をビジネスチャンスにしようとする考えが広まり、これが後のグリーントランスフォーメーション(GX)やグリーンリ



飯泉嘉門氏

カバリーの考え方につながっていく。こうした世界的な激変も、結果的には追い風になった。そのため、当初よりも思うように物事が進まなかった点というよりは、むしろこれらの変化がこれまで早く到来することを想定してなかった。さらには、自然エネルギーのみを想定していたところが、水素エネルギーについてもあわせて活用をしていくことになった。

—当初の期待や予想通りに取り組みが進んでいると考えていることは

飯泉 順調であり予想通りと考えているのは、数次にわたるエネルギー基本計画の変遷。自然エネルギー協議会からも国への政策提言を行い、世界的な事情をふまえて日本も変わっていく必要があると唱え、協議会への参加道府県や企業とともに、さまざまな支障事例や促進事例の情報を共有したり、こうしたケースについて機会あるごと

に国へ度々提言をしていった。こうした中で、2014年には国の第4次エネルギー基本計画が策定されたが、そこで盛り込まれたのは、2030年度の発電電力量のうち、再エネ割合は約2割を上回る水準をさらに上回る水準の導入を目指すというアバウトなものだった。だが、パリ協定の批准に日本も進むことが必要になる中で、国は我々の提言も受けて、2015年に発表した長期エネルギー需給見通しでは、より具体的な目標を記載することとなり、2030年度の発電量比率で22～24%の再エネという、具体的な目標年次とパーセンテージも記載された。当初協議会では2030年度に30%の再エネ比率とも主張をしてきたが、第5次計画には長期エネルギー需給見通しの数値がそのままスライドし、2030年度22～24%という数字が記載された。それでも、第4次計画と比べれば内容は大きく様変わりをしたと評価している。

さらにもうひとつのエネルギー基本計画の変遷での評価点として、我々からは再エネを「主力電源化」することを求め、この旨が2018年策定の第5次計画に記載された。当初は「再エネ割合2割」という記載が岩盤であったものが、2030年度という再エネ導入の具体的な目標年次、また22～24%という数値も設定された。これまで動かなかった岩盤が動き出し、あとはこれを加速をさせることができることになった。その後6次計画に向けては、より高い再エネ比率の目標とともに再エネを「主力電源」とすることを求め、さらに政府として2050年にカーボンニュートラルを宣言することを私から協議会長として、さらには当時は全国知事会長としてもツーウェイで求めている。2020年10月には当時の菅総理による2050年カーボンニュートラル宣言に至った。第6次計画では、我々が2030年度に再エネ比率40%超えを求めたのに対して36～38%と盛り込まれ、我々の提言と近い水準となったほか、主力電源化の「化」の文字が削除された。さらに日本が技術を有する水素とアンモニアについても、約1%という具体的な導入目標が盛り

地球温暖化対策推進法の一部改正（2021年5月成立）



主な改正点とそのポイント

①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として位置付け。
- 政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進。

②地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、**地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）**に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- 市町村から認定を受けた**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、関係法令の**手続ワンストップ化等の特例**を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、電子システムによる報告を原則化するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、**事業者向けの啓発・広報活動を追加**。
- 企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形で**見える化を実現**するとともに、地域企業を支援し、我が国企業の一層の取組を促進。

改正温暖化対策推進法のポイント（環境省資料より引用）

込まれた。我々が協議会として、当初からしっかりと考えてきたことが、パリ協定やSDGs、またコロナ禍に見舞われる中でさらに加速することができた10年であったと考えている。

一改めて今後政府へ行っていく政策提言や推進を求めている**施策の要望**などについてお聞かせください

飯泉 2020年10月に発表された政府による2050年カーボンニュートラルの宣言以降、グリーン成長戦略の策定や総額2兆円のグリーンイノベーション基金創設などが相次いで行われ、日本政府としてもカーボンニュートラルへの歩みを進めることとなった。我々自然エネルギー協議会としては、カーボンニュートラルへの道筋を政府によって具体的に示してもらい、制度や予算においてもしっかりとその道筋を政府に確保してもらう必要があると考えている。また、昨年改正された地球温暖化対策推進法では、再エネ促進地域の制度も盛り込まれた。これからは地域の在り方に再エネの基軸が移される。協議会としては、温室効果ガス削減やカーボンニュートラルに向けて礎となる制度や予算、さらに自治体ごとの目標設定や促進地域をしっかりと進める対策の実行を政府に求めたい。カーボンニュートラル達成に至るには、2030年に2013年比で温室効果ガス排

出量46%削減、そしてそのための再エネ比率36～38%が必要だが、これらの達成に必要な十分な予算の確保を求めたい。国の目標が定められたことを我々地方がしっかりと受け止めて、優良な施策の事例などを国に対して報告するほか、全国に横展開する役割も果たす。ただ、そこで課題となる改正温対法による自治体の再エネ導入目標の具体化、また市町村の促進地域設定に必要な情報が地方に提供されておらず、必要な人材や資金が確保されていない。地域の脱炭素ロードマップにおける脱炭素先行地域やモデルづくり、重点対策に必要な資金も地方においては不足している。これに関して再エネ促進地域の設定にあたり、各自治体へガイドラインなどの必要な情報と人的資源、財政の支援を求めている。

また、2021年には過疎法(正式名称:過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)も改正され制定された。そこでは過疎対策の目標として、再エネの利用推進等の文言も新たに盛り込まれた。前向きな形に改正が行われ、とくに都道府県の関与という点が加わったところも大きい。例えば小水力発電や太陽光発電など、それぞれの地域の状況に応じた再エネ事業が行われることで、地域の電力を担うとともに余剰電力は売却できるほか、そこに新たな業を創出できる。マイクログ

リッドという概念も提唱されており、まさにそれぞれの過疎地域の状況に合う形で、自然の環境を壊すことなくしっかりとその地域で息づき、生業とすることができる。こうした点が今回の過疎法改正により大きな形となった。過疎法に基づけば過疎債も適用できる。一方で、そうした必要な財源の手当や規制緩和によって、地域の実情にに応じかつ自然環境を壊すことなく、しっかりと生業として再エネを創りだしていくための財政支援や規制緩和、また様々な形での自治体による目標や促進区域の設定に向けて国からの情報提供や支援を引き続きしっかりと求めていく。

加えて今後の制度改正を求めているのは、各地の再エネ発電所のプラントを法人事業税における分割基準の対象とすること。例えばある企業で、本社は東京に所在するが工場は全国各地にあり、工場では生産活動を行い従業員を雇用しており、そこからの税金は法人事業税という形でその工場立地地域である都道府県に支払われている。こうした中で、工場と同様に再エネ発電所も全国的に運営をしている企業が存在するが、これらの各地の再エネ発電所は分割基準の対象となっていないものがある。法人事業税には分割基準というものがあって、その工場やプラントが有人であることが定められているため、太陽光発電など無人の発電所については分割基準の対象とはならず、法人事業税の納付先は本社所在地の都道府県となる。こうした現状には、税制改正を行ってほしいと経済産業省から総務省への要望も行われている。昨今はIoTやAIの技術によって、工場でもすでに無人化しているケースがある。同様に再エネ発電所についてもIoTやAIの導入、デジタル化が進むことで、分割基準についての見直しもそう遠くなく実施されるとも考えている。こうした提言は、自然エネルギー協議会として、また全国知事会にとっても大きなテーマになる。企業にとっても新たな増税が発生するものではなく、本来はそれぞれの地域の環境から便益をうけ、その地域にある

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案 概要									
趣旨 「過疎地域自立促進特別措置法」(現行法)が令和3年3月末で期限を迎えることから、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定する。									
1. 前文・目的 (1条) ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し	4. 過疎対策の目標 (4条) ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)								
2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条) 市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定 <見直しのポイント> ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年) ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%) ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下) ・現行法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置 <過疎地域の公示見込み> <table> <tr> <td>現行法(令和3年3月31日)</td><td>817団体</td></tr> <tr> <td>うち、卒業団体</td><td>→45団体</td></tr> <tr> <td>新規団体</td><td>+48団体</td></tr> <tr> <td>当初公示団体(令和3年4月1日)</td><td>820団体</td></tr> </table> ※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施	現行法(令和3年3月31日)	817団体	うち、卒業団体	→45団体	新規団体	+48団体	当初公示団体(令和3年4月1日)	820団体	5. 支援措置 (12条～40条) ・ 国税の特例・地方税の減収補填措置 業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加 ・ 都道府県代行(基幹道路、公共下水道) 基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化 ・ 配慮措置 市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実 ・ 過疎対策事業債 ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続 ・ 国庫補助率のかさ上げ 公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続
現行法(令和3年3月31日)	817団体								
うち、卒業団体	→45団体								
新規団体	+48団体								
当初公示団体(令和3年4月1日)	820団体								
3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条) ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(現行法:5年間) ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加 (現行法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)	6. その他 (6条、8条、9条、45条) ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等) ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等) ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)								
7. 施行期日 (附則1条、3条) 令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限									

過疎法改正の概要(総務省資料より引用)

道路の整備であったり、がけ崩れ防止など地元のサービスを受けているにも関わらず、対価として収める税はその地域ではなく都市部の本社所在地に向かってしまうのはいかがなものか。納税の手続きについても、IoT技術で従来より円滑にできる環境はすでに整っている。

一協議会の活動の拡大に向けては。現在はまだ参加をしていない地域もあります

飯泉 より多くの都県の地域に、協議会へ今後も新たに参加してもらいたい。設立の当初は、あまり活動の内容が見えないとして、脱会をしようとしている地域さえあった。ただ、その後は2015年以降の世界の大きな動きなどもあり変わりつつある。

参加をしていない地域にその理由を聞いてみたところ、原発への遠慮があるように思われる。現在参加をしていない地域を見ると、原発立地県などが多くなっている。自然エネルギー協議会は、当初は反原発団体としてのカラーが強い団体と認識されていたようだ。だが、私が会長を拝命して政府への政策提言も繰り返すようになり活動が取り上げられるようになってきた中で、あくまで自然エネルギー促進の活動という、国の方針にも合う取り組みを進めており、協議会へのイメージも

変わりつつあり、今は協議会に正会員として参加していない地域からもオブザーバーとしての参加があり、今後は何らかのきっかけがあれば47都道府県の参加に向かっていくのではないかと考えている。

—2022年とくに注目をしているトピックなどはありますか

飯泉 2030年、2050年に加えて、3年後に迫った2025年がもう1つのマイルストーンの年になるとも考えており、本年は2025年への取り組みを進めていくための年にもなる。2025年には、日本の取り組みを世界に示すショールームとなる機会として大阪関西万博が開催される。ここではデジタルトランスフォーメーション(DX)やビヨンド5G、そしてGXに関する技術が展示され、そこで日本が最先端を走っていることを示す必要がある。

—岸田内閣への期待や要望していきたいところは

飯泉 岸田総理は昨秋の衆院選が終わった直後のその日に、すぐ国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)の会場である英国のグラスゴーへと向かわれた。普通であれば一息を入れたり環境大臣を派遣すると

ころだが、総理自らがそのまま飛行機で現地へと赴かれた。このことだけを見ても、菅前総理が宣言したカーボンニュートラルを引き継いで具現化することへの意欲が感じられた。岸田内閣が新たに掲げ、その政策の大きな柱となる「デジタル国家田園都市構想」において、「デジタル」に加えて「田園都市」の文言が記載され、地方や中山間地域への回帰であることを示している。DXとGXを推進していく大きな構想が、デジタル田園都市構想として打ち立てられた。また、2020年6月には若い方々がコロナ禍を経て地方への転職を希望していたりもする中で、地方創生を進めていく必要があるとして、全国知事会でも「新次元の分散型国土の創出」ということを打ち上げたが、これらも相まってデジタル田園都市国家構想へとつながった。

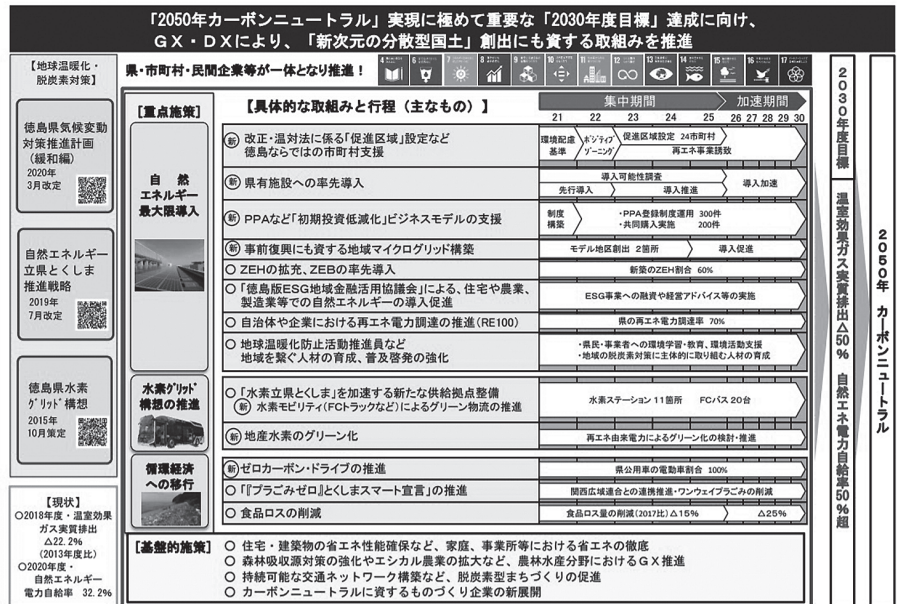
一昨年末には政府の2022年度当初予算も新たに閣議決定されました。国の新たな予算もふまえたうえで知事のお膝元である徳島県としての今後の施策の方針などをお聞かせください

飯泉 2兆円のグリーンイノベーション基金が菅政権で作られたものの、その使途はこれまでは十分には定められていなかった。だが岸田内閣が発足してデジタル田園都市構想も掲げられ、GXが進められていくことは歓迎すべきことで、これに向けてどのような技術を開発し活用していくかが重要になる。

さらに今後重要となってくることの1つに、第6次エネルギー基本計画で導入目標が定められた水素やアンモニアの活用が挙げられる。燃料電池自動車(FCV)やFCバス、FCフォークリフトがすでに実用化され、さらに今後はトラックや船、列車もFC化していくことで、電力部門とあわせて脱炭素化の大きな課題の1つとなる輸送部門も変革をしていく。そうした課題に対して国においても対応を行っており、燃料電池の色々な方面への普及が目指されている。

こうした中で、徳島県庁、また徳島阿波おどり空港(板野郡松茂町)では、水素ステーションやFCフォークリフ

徳島県版・脱炭素ロードマップについて



徳島県版の脱炭素ロードマップ概要(徳島県HPより引用)

トを導入しているとともに、これらのステーションの水素製造過程でも太陽光発電の電力を用いることで、水素製造工程をCO₂フリー化している。また県では公用車に加えてパトカーにもFCVを導入している。さらに昨年の11月には、日本水素ステーションネットワーク合同会社、また同社への参画企業でもある東亜合成が、国の支援制度を活用した県も支援をして、副生水素を原料とした定置式の水素ステーションを、徳島市内にある東亜合成の工場隣接地で開設するとともに、県内の道の駅においても移動式の水素ステーションが設置され、これらを活用した中四国初となるFCVの路線バスが走行している。

このようなモデルを日本でもさらに普及させ具体例を増やしていく必要がある、例えば国が費用の補助するのにあわせて、都道府県でもそれに上乗せして一部の費用を負担することで、事業者はより少ない負担で導入できるなどの形にすれば、普及はより進んでいくのではないかと。政府の予算を地方が活用して、事業者などが導入しやすいようにしていくチャンスを作る時期に来ているのではないだろうか。また現在県では事業者など向けの補助金交付を行っているが、さらに今後は県民に対する補助ということにも踏み込んで

もよいのではないかと考えている。そして自然エネルギー協議会では、こうした自分の地域で展開されているそれぞれの事例について方法を共有したり、また支障事例や規制緩和を考えていくうえでのヒントともしている。

徳島県として自然エネルギー協議会の会長県を仰せついている以上、国を様々な点で超える取り組みを県として進めていくことも求められる。いま必要となるのは、2030年や2050年のマイルストーン達成に向けて、2030年度の温室効果ガス2013年比50%削減、また同年度の自然エネルギーによる県内の電力自給率50%超などの目標を掲げている「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」、また「水素グリッド構想」などといった計画を着々と進めていくことにある。さらに、2021年4月に県ではこれまでの取組みをより一層加速するための組織として「グリーン社会推進本部」も立ち上げるとともに、同年末にはGXの徹底へ徳島県版の脱炭素ロードマップを策定した。同ロードマップは、2030年に向けての具体的な工程表となる。国の制度ともタイアップして県としても施策を展開していく。あるいは県としても情報提供や財政支援を進めることができるかと考えている。